

5 障害者の自立のための環境整備の推進について

障害者差別解消法及び改正障害者雇用促進法が施行され、今後、障害者の自立した地域生活のための施策のさらなる推進が求められる。

近年、特別支援学校の児童生徒数が増加傾向にある中で、障害者が自立していくためには、特別支援学校におけるキャリア教育や職業教育の充実、障害者を雇用する企業に対する支援のほか、社会福祉施設等における生活支援など、総合的な対策を行う必要がある。

については、障害者が地域で安心して生活し、生きがいを持って就労できる環境整備をなお一層推進していくため、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 キャリア教育・職業教育を推進するため、特別支援学校で就労支援にあたる専任教員の定数配置を行うこと。
- 2 特別支援学校高等部の整備について、小・中学部と同等の支援となるよう、国庫補助予算額の確保を行うこと。
- 3 障害者を雇用する中小企業や農業経営体等に対する財政的な支援等の拡充を図ること。
- 4 民間企業の障害者実雇用率について、都道府県における施策実施に資するよう、事業所所在地毎の集計結果を公表すること。
- 5 「障害者の雇用の促進等に関する法律」において支援対象となっているが障害者手帳を持たない難病患者、高次脳機能障害者及び発達障害者等の雇用の促進するため、障害者手帳の有無にかかわらず、法定雇用率制度の対象とすること。

- 6 グループホームや就労系事業所等を計画的に整備するため、社会福祉施設等施設整備費補助金等による支援施策の充実を図ること。